

議案第 6 8 号

加西市体育施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

加西市体育施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり
制定する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市体育施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例

加西市体育施設の設置及び管理運営に関する条例(平成5年加西市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表ぜんぼうグリーンパークの項を次のように改める。

ぜんぼうグリーン パーク	(1) グラウンド 半面	1時間につき 400円
	(2) グラウンド 全面	1時間につき 800円

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の使用料に関する規定は、平成29年4月1日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(審議資料)

ぜんぼうグリーンパークの施設整備による利用者の増加に伴い、受益者負担の観点から料金設定を行うもの。

【概 要】

- ・グラウンド半面 1 時間につき 400 円
- ・グラウンド全面 1 時間につき 800 円